

市民意見公募（パブリックコメント）結果について

- 1 **募集案内** 広報（令和2年10月15日号）及びホームページ
- 2 **募集期間** 令和2年11月20日から令和2年12月21日まで
- 3 **公表方法** 各施設（住宅政策課窓口、市役所情報コーナー、東部市民センター、坂下出張所、各ふれあいセンター、各公民館）に設置
ホームページに掲載
- 4 **募集方法** 郵送、ファクス、電子メール、持参による提出
- 5 **募集結果** 1人、1件

【意見の内訳】

意 見 の 分 類	件 数
計画策定の基本的事項に関すること	0
春日井市の現状に関すること	0
空き家等の実態調査に関すること	0
空き家等対策の課題に関すること	0
取組みの基本的方向性に関すること	0
具体的取組みに関すること	1
進行管理と推進体制に関すること	0
合 計	1

6 意見要旨及び市の考え

番号	ページ	意 見 の 要 旨	意見に対する市の考え方
1	47	空き家を増やさない、活用するという施策は当然必要だが、住民としては、住環境への悪影響に対する施策が最も重要な問題であり、崩れかけた塀や家屋などの処理、樹木や雑草の越境防止、粗大ごみの不法投棄予防などの対応を実施して欲しい。	住環境への悪影響に対する施策は、空き家対策として重要であり、計画では「住環境の保全」を取組みの基本的な柱の1つに位置付けております。 「第6章 具体的取組み」のとおり、相談体制や周知啓発の充実、空き家所有者への指導等により、所有者による空き家の適正管理を促進し、住環境の保全に努めてまいります。